

# 記載例（離婚届）

離婚に伴い、住所や世帯主が変わる場合は、新たに住所変更の届、世帯主変更届等が必要となりますのでご注意ください。

住所変更、世帯主変更を同日に届出される場合は、新住所、新世帯主の氏名を記入してください。  
 なお、函館市の場合、閉庁時にはこれらの届出はできませんので、平日に手続きをしてください。  
 平日の窓口開庁時間は午前8時45分から午後5時30分までです。

実父母の氏名を記入してください。  
 また、離婚その他の事情で、実父母の氏名が異なる場合は、それぞれの現在の氏名（フルネーム）を記入してください。

離婚の種別に☑し、裁判等離婚の場合は成立・確定・認諾した年月日を記入してください。

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早い方を記入してください。現在も同居している場合は、（同居を始めたとき）のみを記入してください。

養父母のいらっしゃる方は、「その他」欄に下記のように記入してください。

夫(妻)は養父 甲野 春男  
 養母 甲野 秋子の養子(女)

届出の日を記入してください。

## 離婚届

令和〇年〇月〇日届出  
 北海道函館市長 殿

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日					
第 号						
送付 令和 年 月 日	北海道函館市長 印					
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知

氏名	夫 甲野 一郎	妻 甲野 花子
生年月日	昭和59年1月1日	昭和60年3月3日
住所	北海道函館市東雲町 4番地13号	北海道函館市東雲町 4番地13号
世帯主の氏名	甲野 一郎	甲野 一郎
本籍	北海道函館市東雲町 4番地	
筆頭者の氏名	甲野 一郎	
父母の氏名	夫の父 甲野 和夫	妻の父 乙山 二郎
父母との続柄	母 春子	母 夏子
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決	
婚姻前の氏名	夫は 甲野 一郎 妻は 乙山 二郎 (おつやま じろう)	
未成年の子の氏名	甲野 秋子 甲野 冬美	
同居の期間	平成〇年〇月〇日から 年 月 日まで	
別居する前の住所	北海道函館市美原1丁目26番地	
別居する前の世帯のおもな仕事	<input checked="" type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしていない世帯	
夫妻の職業	夫の職業 妻の職業	
その他	婚姻中の氏で署名してください。※押印は任意です	
届出人署名押印	夫 甲野 一郎 印	妻 甲野 花子 印

日中連絡のつく電話番号を記入してください。

連絡先 電話(1234)56-7890番  
 自宅・勤務先・携帯

## 《持参していただくもの》

- (1)離婚届(1通)
- (2)本人確認書類(①②③いずれか)

- ① 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(個人番号カード)等、官公署が発行した顔写真付きの身分証明書等を1点
- ② 健康保険証、年金手帳等官公署が発行した書類を2点以上
- ③ ②の書類を1点と、顔写真付きの社員証や学生証等を1点

※本人確認書類をお持ちでない方や、夫妻のどちらか一方でも提出できます。ただし、本人確認ができなかった方に対して、郵便で離婚の届出がされたこととお知らせいたします。

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	署名	甲野 和夫 印	乙山 二郎 印
署名印	甲野 和夫	乙山 二郎	
生年月日	昭和30年1月2日	昭和35年2月2日	
住所	北海道函館市湯川町2丁目 40番地13号	北海道函館市美原1丁目 26番地8号	
本籍	北海道函館市東雲町 4番地	北海道函館市美原1丁目 26番地	

本届書中正字加入字削除  
 届出印

協議離婚の場合のみ、証人2名の署名が必要です。離婚の事実を知っている成人の方であれば、どなたでもかまいません。  
 ※押印は任意です

旧姓に戻る方について、婚姻前の戸籍にもどるか、1人で新しい戸籍を作るか選択して、記入してください。離婚後に婚姻中の氏を引き続き称する場合は、離婚届の他に「離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)」を提出してください。(離婚届と同時に提出する場合、この欄には何も記入しないでください。)

未成年のお子さんがある場合は、父母のどちらが親権を行うのかを必ず決めなければなりません。お子さんの氏名(フルネーム)を夫妻のどちらかの欄に記入してください。親権者を定めるだけではお子さんの戸籍に変動はありません。お子さんを離婚後の親権者(母または父)の戸籍に入籍させる場合は、家庭裁判所で許可を得た後、入籍届を届出してください。

協議離婚の場合、面会、養育費の分担および取り決め方法について☑を記入してください。

未成年の子がいる場合は、次の☐のあてはまるものにしるしをつけてください。  
 (面会交流)  
取決めをしている。  
まだ決めていない。  
 (養育費の分担)  
取決めをしている。  
まだ決めていない。

(養育費の分担の取り決め方法) ☐公正証書 ☐それ以外

裁判離婚のときは「申立人」「訴えの提起者」または指定された方が署名してください。